

阿蘇中部4町村合併推進協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、阿蘇中部4町村合併推進協議会規約第8条第3項の規定に基づき、阿蘇中部4町村合併推進協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議の運営に際しては、公平及び公正な協議の推進に努めるものとする。

（会議の公開）

第3条 会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の過半数の賛同があったときは、非公開とすることができる。

（会長等の責務）

第4条 会長は、迅速かつ効率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議の目的を踏まえ会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第5条 会議の開会及び閉会は、会長が宣言する。

（会議の進行）

第6条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、委員の意見が整わず、協議の進展に支障が生じた場合は、4町村それぞれの過半数の委員の同意をもって方針を決し、会議を進めるものとする。

（傍聴）

第7条 会議は傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が別に定める。

（会議録）

第8条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- （1）開催日時及び場所
- （2）出席者の氏名
- （3）議題及び議事の要旨
- （4）その他会長が必要と認めた事項

（会議録等の公開）

第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

2 会議録等の閲覧については、会長が別に定める。

（規律）

第10条 何人も、会議中みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしては

ならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年8月21日から施行する。